

専決処分の報告について

令和6年1月27日に発生した物損事故の損害賠償の額の決定及び和解について、市長の専決事項の指定について（平成2年3月23日議決）に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和6年3月25日提出

伊勢原市長 高山 松太郎

## 専 決 処 分 書

令和6年1月27日に発生した物損事故の損害賠償の額の決定及び和解について、市長の専決事項の指定について（平成2年3月23日議決）に基づき、次のとおり専決処分をする。

令和6年2月28日

伊勢原市長 高山 松太郎

- 1 発 生 日 時 令和6年1月27日（土）午前11時30分頃
- 2 発 生 場 所 伊勢原市田中76番地 伊勢原市立子ども科学館展示室内
- 3 損害賠償の相手方 市外在住者
- 4 事 故 の 概 要 相手方が、自転車型展示物のペダルをこいでいたところ、緩んで頭部が飛び出していた固定ネジ1本に相手方左足の履物側面が接触し、損傷を与えた。
- 5 損 害 賠 償 額 7,000円（相手方履物同等品購入費に係る本市賠償額）